

2011年度研究部会活動記録

部会主任名	大浜啓吉	現代政治経済研究所
研究課題：自治体活動と都市形成		
月/日	活 動 記 録	
5/28	「自治体研究」部会では、本年度次のような活動を行った。 内閣府参事官の青木由行さんをお招きして、「総合特区法案について」と題してご報告して頂き、議論をした。総合特区法が、2011年2月5日に閣議決定され5月17日に衆議院を通過した時点での議論であった（6月22日参議院を通過して成立）が、「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進する」ことを目的として国際戦略総合特別区域と地域活性化総合特別区域を設けるものである。この時点では「3・11」大震災のためのいわゆる「復興特区」は盛り込まれていなかったが、その点を含めて活発な議論により議論が深められた。	
7/30	東北大学法学部準教授の飯島直子さんをお招きして「国と自治体の役割分担―東日本大震災に際して」と題してご報告を頂き、活発に議論をした。「3・11」大震災には、数えきれない程の問題が含まれているが、復興の問題には多数の法的論点があり、現実には相当の紛争も生じている。そこで、日弁連も力を入れ、新しい問題をどのように処理すべきかについて研究会を重ねている。飯島さんには、そのうち国と自治体の役割分担と両者の連携の角度に焦点を絞って報告して頂いた。フランスの制度等も視野に入れた面白い報告であったが、議論の尽きない問題の深さを認識させられた。	
10/22	「議会基本条例の考え方―分権と自治の扉を開く」の著者である加藤幸雄さんに「言葉からひととく自治体議会」の題でご報告を頂いた。加藤さんは長年、全国市長会の事務局で研究員や専修大学法学部等のいくつかの大学で非常勤講師等をされ、実務家として地方自治の研究に携わってこれらの方である。地方自治の抱える現下の多様な問題を地方自治法の条文の細かい解釈を交えて語られた。特に中心となったのは、地方議会に関する論点である。地方議会といっても都道府県議会、市議会、町村議会の区別があるが、様々な角度から統計的数字をあげて議員条例が、一体どのような内容の施策を条例として提案しているのか、それが1999年に成立した分権一括法の前と後ではどのように変化したのか等、議会の現状をみてこられた方ならではの報告であり、常日頃、実務に疎い我々研究者には大いに参考になる話が聞けた。	
12/10	大浜研究員が「条例制定権と法の支配」と題して報告をした。現在、最高裁判所に係属している事件（いすゞ自動車対神奈川県）について、求めに応じて最高裁に提出された大浜鑑定意見を中心に条例と法律の関係を中心に報告したものである。法律と条例の問題は、古典的論点であるが、両者が衝突したときに、かつては法律の圧倒的優位を内容とする法律先占論が支配的であった。その後、最高裁が昭和50年に徳島市公安条例判決を出して以降、この判決の法理が通説化してきた。今回の「いすゞ対神奈川県」事件は、神奈川県の臨時特例企業税条例（外形課税）を巡って、これが地方税法に違反するかどうか大きな争点である。	

	大浜鑑定意見は、適法説に立つが、その理論的基盤が従来通説とは違い、法の支配の原理を基礎とするものである点に特色がある。報告自体は、事案の分析を通して、より一般的問題として、条例と法律の関係についてのあるべき姿と従来の議論の誤りを正したものである。
来年度の活動計画	来年度はテーマを改め「地域主権から見た国及び自治体の役割」について研究を進める所存である。
終了の場合	研究成果刊行の時期：2014年 7月 予定 研究成果の公開方法：単行本として上梓したい。